

平成30年度 第2回宮城県農村振興施策検討委員会

議 事 録

宮城県 農林水産部 農村振興課

「平成 30 年度第 2 回宮城県農村振興施策検討委員会」

司会： これより、平成 30 年度第 2 回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。はじめに、農林水産部長の武藤よりご挨拶を申し上げます。

武藤： 委員の皆様には年度末のお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。また日頃から本県の農林水産行政、特に農村振興についてご指導ご助言を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。東日本大震災の発災から 8 年が経過いたしました。震災復興計画では、30 年度から 3 年間で復興の総仕上げとなります発展期と位置付け、創造的復興を見据えながら産業競争力のある儲かる農林水産業の実現に向けた取り組みを、農林水産部として行ってきたところです。そして、この 4 月からはこの 3 年間の 2 年目を迎えることとなりますので、復興計画の 10 年とその先も念頭に置きながら、これまで以上に迅速かつ丁寧に対応し、魅力ある農業農村の再興などに取り組んでいくため、4 月から農林水産部を再編するということにいたしました。その中で部を 2 つに分けるのですが、農業部門を統括する農政部という部を作り、その中に「農山漁村なりわい課」という課を設置するというにしております。この課では、農山漁村の持つ多面的機能の維持発揮を図るとともに、農山漁村の地域資源を活用した都市との交流の拡大など、さらに積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

本日の会議は、対象の 3 事業の継続についての検討、それに係る諸課題の検討、それから本年度まで取り組んできました中山間地域等農村活性化事業が「宮城の地域資源保全活用支援事業」というように名称を変更し、農村集落機能の継続に向けて地域住民活動の支援を強化するため、内容を拡充して取り組んでいくこととしておりますので、皆様から忌憚のないご意見・ご助言を賜れば幸いです。本日の委員会が宮城の農村振興の益々の活性化に資するように祈念をいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

司会： ありがとうございます。武藤につきましては、只今、宮城県議会 2 月定例会開催中のためここで退席いたしますのでご了承を願います。

司会： これより議事に入ります前に、委員・専門委員の皆様をご紹介します。宮城大学名誉教授の大泉一貫委員長でございます。

大泉： 大泉でございます。よろしくお願いたします。

司会： 続きまして、みやぎ農業振興公社理事長の寺田守彦副委員長でございます。

H30 第2回宮城県農村振興施策検討委員会

伊藤： 寺田です。よろしくお願いいたします。

司会： 続きまして、株式会社はなやか代表取締役の伊藤恵子委員でございます。

伊藤： 伊藤です。よろしくお願いいたします。

司会： 続きまして、株式会社日本政策金融公庫仙台支店農林水産事業統括の阿部司委員でございます。

阿部： 阿部でございます。よろしくお願いいたします。

司会： 続きまして、みやぎ生活協同組合理事の石川雅子委員でございます。

石川： 石川でございます。よろしくお願いいたします。

司会： 株式会社東北地域環境研究室専務取締役の島谷留美子委員と石巻専修大学准教授庄子真岐委員、河北新報社論説委員寺島英弥委員につきましては、所用により欠席でございます。

続きまして、専門委員の皆様をご紹介します。ふるさと水と土指導員の文屋文夫専門委員でございます。

文屋： 文屋です。よろしくお願いいたします。

司会： 株式会社地域社会デザイン・ラボ代表の遠藤智栄専門員と宮城県土地改良事業団体連合会専務理事の菅原喜久男専門委員、加美よつば農業協同組合理事の加藤孝志専門委員でございますが、所用により欠席でございます。

続きまして、県の職員をご紹介します。農林水産部次長（技術担当）の浅野直明でございます。

浅野： 浅野でございます。よろしくお願いいたします。

司会： 同じく技術参事兼農村振興課長の千葉伸裕でございます。

千葉： 千葉でございます。よろしくお願いいたします。

司会： 同じく技術副参事兼農村振興課技術補佐総括担当の山中俊市でございます。

山中： 山中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会： 続きまして事務局でございます。農村振興課の佐々木農村交流対策班長でございます。

佐々木： よろしくお願ひいたします。

司会： 多面的機能支払交付金を担当しております今野技術主査でございます。

今野： 今野です。よろしくお願ひいたします。

司会： 中山間地域等直接支払交付金及び中山間地域等農村活性化事業を担当しております佐藤主事でございます。

佐藤： 佐藤です。よろしくお願ひいたします。

司会： 最後に私、農村交流対策の担当をしております小野寺でございます。今日はよろしくお願ひいたします。その他、各地方振興事務所の担当と、宮城県多面的機能支払推進協議会の事務局担当職員がオブザーバーとして私の後方に同席させていただいておりますが、紹介につきましては出席者名簿に替えさせていただきます。

続きまして、本日の委員会の資料を確認したいと思います。資料につきましては、出席される委員の皆様には事前に送付しておりましたが、追加資料も含めまして机上に配付してございますので、その資料をお使いになっていただければと思います。

配付資料一覧表も用意してございますが、(1) 次第、(2) 出席者名簿、(3) 席次表、(4) 多面的機能支払交付金については、資料1です。(5) 中山間地域等直接支払交付金については、資料2です。(6) 中山間地域等農村活性化事業については、資料3です。(7) 日本型直接支払事業については、資料4です。(8) みやぎの多面的機能支払交付金「ぐるみ」の平成30年度第3号です。資料の過不足などございませんか。何かあれば遠慮無く事務局に申しつけて下さい。

委員会の成立宣言をいたします。本委員会は条例第5条の2の規定により、委員の半数以上の出席で成立することとなっておりますが、8名中5名が出席しておりますので本委員会は成立していることをご報告いたします。お手元に条例と運営要領を配付しておりますので、それを見ていただければと思います。

また、本委員会は県の情報公開条例に基づき公開としております。本日の議事録につきましては後日公表となりますのでご承知願ひます。議事録作成のためICレコーダーにより録音しますので、マイクは準備しておりますが発言の際は大きな声でお願ひいたします。なお、本日の委員会の議事録は、事務局で作成したものを後日メールまたはファクシミリで送付いたしますので、ご確認していただきたいと思ひます。

それでは大泉委員長様にご挨拶をいただきたいと思ひます。大泉委員長、お願ひい

たします。

大泉： 委員長を仰せつかっております大泉でございます。一言ご挨拶を申し上げます。前回は8月でした。委員会では審議対象の3事業について議論するため、現地を見るため、七ヶ宿町、白石市にまいりました。ご記憶にはあろうかと思いますが、日にちが経過しましたので若干当時の記憶も薄れてるのかもしれませんが、私が今でも一番気になっているのは、七ヶ宿湯ノ原の鳥獣害対策の電気柵です。電気柵は新しいのを設置したので、「今度は丈夫でイノシシにやられることもない」なんて仰っていましたが、本当に大丈夫だったかどうかということが気になっています。また、「水と土保全隊」の活動や、白石市八宮地区で色んな花を作っている状況なども見せていただきました。色々と地域の方々が活躍されてるのは伺ったのですが、高齢化が進んでいるという印象も深く受けて帰ってきた記憶がございます。事務局では、活動が活発な地域を選定したのかもしれませんが、とすれば、宮城県の中山間地でもっと大変な所もあるのかもしれません。そうした地域に対して、本日、議題の事業がどのように機能しているかということも議論することも大切であるし、宮城県では組織再編を行うということですので、その組織再編によってこうした事業がより前進していくもの、そしてこの取組が農村地域活性化の受け皿になる、また受け皿となるのが可能になってくるのかどうかということも大切な論点になってくると思っております。

今日は残念ながら、委員の体調不備やご不幸などにより少なくなっておりますが、活発な議論を期待するとともに、忌憚のないご意見をいただければと思っております。甚だ簡単ですが、これで委員長の挨拶とさせていただきます。

司会： 大泉委員長、ありがとうございました。

次に施策検討委員会の議事については、お手元に配付しました委員会条例等の資料3ページの運営要領第2条では多面的機能支払交付金の実施状況の点検、中山間地域等直接支払制度の計画的かつ効果的な運営に関する事、及び中山間地域等農村活性化事業の推進に関して検討していただくことになっております。

本日は、今年度の各事業の概要及び今後の課題と、これまで中山間地域等農村活性化事業として取り組んできたものを、来年度、「宮城の地域資源保全活用支援事業」として拡充して取り組むこととしておりますので、その内容についてご説明いたしますので、ご意見・ご助言等頂戴できればと思います。

それでは、これより議事に入りますが、本委員会は条例で委員長が議長となることになっておりますので、ここからは大泉委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

大泉： それでは議事に入りますが、最初の方は事業概要説明が続きます。次に、議論を活発化させながら、2時間の会議を仕切っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、議事1の事業概要説明について、事務局から説明をお願いいたします。

今野： 私の方から資料1の「多面的機能支払交付金について」説明させていただきます。

まずは1ページをお開き下さい。こちらは平成29年度の実績です。まず多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するものです。平成29年度の実績については、(1)で取組面積等を記載していますが、市町村数が33市町村、組織が992組織、取組面積が73,237ヘクタール、農振農用地のカバー率が61%となっています。活動を内訳毎説明します。多面的機能支払交付金ですが、農地維持支払いは水路・農道等の基礎的な保全活動を支援するもの、資源向上支払いの共同活動は施設の軽微な補修、農村環境保全活動等を支援するもの、それから資源向上支払いの長寿命化のための活動は、老朽化が進む水路等の補修・更新を図るための活動を支援するという大きく3つに分かれています。平成29年度におきましては、農地維持は33市町村、992組織、73,237ヘクタールで取り組んでいます。資源向上の共同活動については25市町村、632組織、56,119ヘクタールで取り組んでいます。資源向上の長寿命化は11市町村、123組織、12,962ヘクタールで取り組みを行っています。こちらの交付額につきましては(2)になりますが、農地維持支払が17億5,256万5千円、資源向上支払の共同活動が8億1,517万円、資源向上の長寿命化が1億6,239万5千円で、総額27億3,013万円で事業を実施しております。

続きまして2ページをお開き下さい。2ページからは平成30年度の実績の見込みになります。(1)の取組面積等ですが、市町村数は29年同様に33市町村、組織数は1,013組織、取組面積が74,325ヘクタール、農振農用地のカバー率が61%となっています。活動の内訳については、農地維持は33市町村、組織数が1,013、取組面積が74,325ヘクタールとなっています。資源向上の共同活動は25市町村、637組織、52,658ヘクタールとなっています。資源向上の長寿命化については11市町村、117組織、12,687ヘクタールとなっています。交付額については、総額では27億6,300万円ということで、平成29年度より若干ですが増えております。数字的な説明につきましては以上となります。続いて(3)の活動実績に移ります。2ページの下の方ですが、①農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みですが、Iの農村の地域資源の保全管理面積の拡大に向けた取り組みは、広域化の推進に向けた会議や活動支援研修会、活動組織向けの研修会を開催し、保全管理体制の強化と保全管理面積の拡大を支援しています。

3ページに移っていただきまして、IIの市町村の円滑な事務処理体制の支援は、1つ目として市町村担当者会議は年3回開催しております。1回目は5月10日、2回目は管内毎に会議をしています。同日に土地改良区職員も含めた広域化推進会議ということで開催しています。3回目が平成31年2月4日に開催しています。2番目の新規市町村職員担当者説明会は、平成30年度から新たに担当者になった市町村及び県地方機

関の担当者を対象に、事業制度や基礎的な考え方を説明しています。これを4月19日に実施しています。また3番目は、活動組織を対象とした中間確認の実施について、市町村からの要請に応じて市町村が実施する中間確認に県地方振興事務所も同席して指導や確認を実施しております。必要に応じて推進協議会事務局、県庁や土地連の方からも同席して指導や確認を実施しています。こちらは平成30年の10月から31年の1月までにかけて実施しています。

次にⅢの活動組織の円滑な運営の支援ですが、1つ目として農地維持支払・資源向上支払に係る対象組織支援研修会を開催しており、県内7会場で各活動の事務手続きについて説明をしています。出席者は7会場で2,095名となっています。2番目として東北農政局が実施する施設の長寿命化の活動の現地検査ですが、平成29年度に実施した県内123組織の中から4組織が抽出されて検査が実施されています。これは平成30年8月28日に実施され、対象は仙台市2組織、角田市2組織となっています。続いて3番目の東北農政局が実施する活動組織の抽出検査は書類の確認検査になりますが、県内の1,013活動組織の中から28組織が抽出されて検査が実施されています。平成31年2月7日に栗原市、加美町、南三陸町を対象とした検査、翌28日に大崎市、東松島市、美里町、色麻町を対象とした検査が実施されています。

続いて②の多面的機能への県民理解の向上ですが、Ⅰの各種手引き等の作成、PR活動です。4ページの上の方に移っていただきまして、1つ目が活動の手引きの作成、広報紙「ぐるみ」の発行は年3回ほど発行していきまして、推進協議会のホームページにも掲載しています。また、本日の資料の後ろの方にも、第3号を添付していますので後程確認をしていただければと思います。2つ目は、みやぎまるごとフェスティバルが10月に開催されましたが、この際のパネル展示や、PR用のパンフレットを配付しています。3番目は事業PR用のぼり旗の作成を行っており、こちら以前一度作って全組織に配付してたのですが、平成31年度から新たに5年間始まるというタイミングもあったことや、活動組織からの配布要望も多かったことから、PR用のぼり旗を作って3月末に活動組織へ配付する予定になっています。

③の事業の評価と推進課題の検討については、1つ目が宮城県農村振興施策検討委員会の開催です。1回目が8月27日に現地調査を実施しています。2回目が本日の会議になっております。2番目のアンケート調査の実施については、全活動組織へ事業実施の効果や今後の取り組みの方向性を確認するために毎年実施しているもので、後程こちらの結果等についてご説明したいと思います。

④のその他ですが、推進協議会事務局会議ということで、1つ目として各活動組織の実施状況や、市町村の指導状況等の県内情報共有を図り効果的な指導助言を行うための会議を開催しており、今年度は5月に一度開催をしております。また、事業推進上の連絡調整を図るスタッフ会議ということで、今年度は6回開催する予定です。

5ページに平成29年度の実績と平成30年度の実績見込み、市町村別の数字も掲載

しておりますので、詳細はご確認いただければと思います。

6 ページは平成 31 年度の計画についてです。まず、資料の 9 ページをお開きいただき下さい。日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金の国の概算決定のペーパーを開いていただければと思います。平成 31 年度の概算決定額としましては 486 億円になっております。そのうち多面的機能支払交付金に関しましては 470 億円ほどになっており、前年度よりも 2 億 5,000 万円ほど増額になっています。こちらの交付金の政策目標ですが、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を 4 割以上に向上することになっています。また、広域的に保全管理される農地面積の割合を 5 割以上に向上させることを平成 32 年度までの目標として国は掲げております。こういった状況の中で、予算が先程 2 億 5,000 万円ほど増加しているということですが、資料の左側ですが交付単価については特に変わりはありません。2 番目の推進交付金については、都道府県、市町村の事業推進のために必要な事務費になりますが、こちらもほぼ前年度と同額程度になっています。国の方の政策目標を進めて行く上で必要であるということで、資料の右側の方の下になりますが、平成 31 年度から新たな加算措置ということで 2 つと拡充が 1 つされております。新たな加算措置としては、○印の 2 つ目に多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援ということで、多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに 1 つ以上増加させる場合に、右側に記載がある協働活動の単価が通常だと国の基本単価は水田で 2,400 円ですが、そこにプラス 400 円加算するという措置が取られます。更にその取り組みに加えて構成員のうち非農業者等が占める割合が 4 割以上、かつ実践活動に構成員の 8 割以上が毎年度参加する場合は、更に 400 円上乗せして加算するというような措置が行われることになっています。加算措置の拡充ということで、○印の一番下の広域化した活動組織への支援については、平成 30 年度までは広域化をする場合は 1 組織 40 万円の支援を一度受けられるというものでありましたが、平成 31 年度からは毎年、例えば 200 ヘクタール以上の広域化をする場合であれば年間 8 万円がもらえることになり、1 組織あたりで 8 万円が 5 年間貰うと 40 万円というこれまでと総額が同額の支援を受けられる形になりました。更に 1,000 ヘクタール以上などもっと広域的な規模の大きい広域組織であれば年 16 万円ということで、以前よりも加算の額が増えるということになっています。それから対象農用地の方についても、これまで農地維持支払交付金の方では、基本的には農振農用地を対象としており、多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地も対象にできるということになっていましたが、こちらが資源向上支払共同活動でも同様に適用されるということになっています。国の方ではそういった制度改正を行い、多様な人材の参画率の 4 割以上向上であるとか、また広域的に保全管理される農地面積の割合を 5 割以上にするというような形で平成 31 年度から進めることになっています。

資料に戻りまして、6 ページをお開き下さい。平成 31 年度の実績見込みとしては、取組面積等については平成 31 年度の見込みとして市町村数は 33 で変わりはありません

ん。組織数が1,021組織、取組面積が76,579ヘクタール、農振農用地のカバー率が64%の予定となっています。具体的な活動内容ですが(2)の活動計画としては、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取り組み、I農村の地域資源の保全管理面積の拡大に向けた取組として、沿岸被災区域の農地復興事業後の維持管理体制の構築に向けた支援をするため、沿岸被災市町村の未取組区域や震災により活動を中止していた地域の活動再開等に向けた支援を行い、保全面積の拡大を図っていききたいと考えています。また、活動組織の広域化を契機とした未実施集落の取り組みを推進するため、活動組織に広域化の必要性やメリットの説明を行い、未実施の集落も含めて広域化を推進することで保全管理の面積の拡大を図りたいと考えています。

続いてIIの市町村の円滑な事務処理体制の支援ですが、市町村担当者会議は3回開催する予定としております。特に、市町村の横の連携強化を目的とした意見交換会を併せて開催していききたいと考えています。毎年、制度が変わるなど分かりづらくなる部分があるため、市町村からも結構多く質問が寄せられていますので、その辺りについて意見交換を実施し、市町村の全体の理解度の底上げが出来るような形で実施していききたいと考えています。次に、新規市町村担当者会議説明会ですが、平成31年度から新たに本事業の担当となった市町村や県地方機関の担当者を対象として、事業制度の基礎を説明する予定としております。4月中旬に1度開催する予定としております。さらに、活動組織を対象とし県要綱基本方針に基づき実施する中間確認について、特に担当者が変わった市町村を中心に、県及び推進協議会が同席して指導や助言等を実施していききたいと考えています。期間は平成31年9月から11月までということで遅くとも年内中に実施し、その結果を活動に反映させられるようにしていききたいと考えています。また、農政局による現地調査、抽出検査への対応ですが、指摘事項とかあった場合は受検市町村以外にも速報としてメール等で通知を行い、詳細を担当者会議で説明するなどして情報を提供と共有を図っていききたいと考えています。

IIIの活動組織の円滑な運営の支援ですが、農地維持支払交付金及び資源向上支払に係る対象組織支援研修会の開催です。活動組織に対して制度改正点や事務処理、安全管理等の留意点等を説明していききたいと思っています。次に東北農政局が実施する施設の長寿命化活動の現地検査への対応です。平成30年度に実施した県内117組織を対象とした抽出検査の実施であり、平成31年8月頃の予定となっています。さらに東北農政局が実施する書類による活動組織抽出検査ですが、県内1,021活動組織を対象として実施するもので、平成32年2月頃予定しています。次に活動組織の広域化及び合併による体制強化の支援ですが、平成30年度と同様に市町村や事務局を担う団体等を対象とした「広域化推進会議」を開催したいと考えています。また、県の推進交付金を活用した委託業務によって、活動組織の事務を支援する団体の体制支援を行いたいと考えています。

続いて②の多面的機能への県民理解の向上です。一つは広報誌を3回発行し、当該

事業で実施する各種会議や活動組織の取り組みなどの事例を紹介したいと考えています。また、七夕祭りやみやぎまるごとフェスティバルなどのイベントでのパネル展示やPR用パンフレットの配付を行いたいと考えています。

③の事業の評価と推進課題の検討については、農村振興施策検討委員会の開催、アンケート調査の実施をしていきたいと考えています。

④その他として、推進協議会事務局会議の開催については先程の説明と同様にですが、会議を随時開催していきたいと考えています。最後に、8ページに事業の推移について、多面的機能支払交付金の前身の農地・水の時代から平成19年からの取り組みの面積・組織数・カバー率の方をグラフにして示しておりますので、見ておいていただければと思います。

以上、多面的機能支払交付金の取り組みの実績と予定等についての説明を終わります。

佐藤： 資料2「中山間地域等直接支払交付金について」と、資料3「中山間地域等農村活性化事業について」説明をします。

資料2「中山間地域等直接支払交付金について」の1ページをお開き下さい。1平成29年度の実績について説明します。中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動の継続を支援する制度です。

(1) 取組面積等ですが、平成29年度の実績は、市町村数は13市町村、協定数は231協定、取組面積は2,271ヘクタールで実施しています。表の下の方に主な増減の理由を記載していますが、協定数が1協定減少してる理由については、栗原市において協定の統合があり、そのことに伴い協定数が減少したものです。面積の増加については、既存協定の面積の拡大があり、丸森町と栗原市及び気仙沼市で若干の面積の増加がありました。また、高齢化によって活動を取りやめたことに伴い、仙台市で面積の除外が発生しています。

続きまして(2)の交付額に移ります。平成29年度の実績については、交付額が総額で3億3,160万6千円となっております。国費では1億6,000万程度、県費では8,500万円程度、市町村費も同じく8,500万円程度で実施しています。平成28年度と比較しますと若干の増額となっております。

次に(3)の活動実績ですが、①担当者会議、支援研修会等の実施については、市町村担当者会議を平成29年8月29日に実施しております。この会議は市町村担当者及び県地方振興事務所担当者を対象に、事業説明や第5期対策に向けた課題の整理などグループワークを実施しました。また、協定農業者を対象とした協定活動支援研修会を平成30年1月17日に開催しています。会場は大崎市の鎌田記念ホール、研修内容については基調講演や活動事例発表、事業制度説明など事業の適切な実施や協定活動の活性化に資することを目的とした研修会を実施しました。

②の指導及び支援体制の強化とて、抽出検査を平成39年12月から平成30年の3月に実施しております。実施要領の運用に基づき各協定組織で適切な活動が行われているか検査するものです。対策期間中の5年間で全協定を検査することとしており、市町村からの要請に応じて、県地方振興事務所も同席して指導や支援を行っています。昨年度は6市町59協定で実施をしています。

③中間年評価の実施ですが、中山間地域等直接支払交付金実施要領の第13及び実施要領の運用第17に基づき中間年評価を実施しています。内容については平成29年度第3回農村振興施策検討委員会で説明をしています。

続きまして2ページの2、平成30年度の実績について説明します。(1)の取組面積等ですが、平成30年度の実績見込については、市町村数は変わらず13、協定数は235協定、取組面積は2,310ヘクタールの見込みとなっております。主な増減の理由については、新規協定の設立が白石市と大崎市、栗原市でございました。また、面積の拡大について既存協定組織において、白石市と大崎市、栗原市及び気仙沼市でありました。また、南三陸町で農地転用及び地目修正に係る面積の減があります。

続きまして(2)の交付額については、平成30年度の実績見込については、総額で3億4,082万3千円となっております。国費では1億6,425万5千円、県費は8,828万4千円、市町村費も同額での実施見込となっております。こちらも平成29年度と比較しまし若干の増額となっております。

(3)の活動実績です。①担当者会議及び支援研修会等の実施ですが、市町村担当者会議の開催については、平成30年9月25日に県地方振興事務所の担当者を対象とて、第5期対策に向けた課題や会計検査院の動向について説明をしています。次に協定活動支援研修会の開催については、昨年度と同様に協定の組織の構成員を対象とした基調講演、活動事例発表、事業制度説明により事業の適切な実施や協定活動の活性化に資することを目的とする研修会について、平成30年度は各管内で開催をしました。大河原管内は、平成30年12月19日、気仙沼と登米管内については平成31年2月6日、栗原管内については平成31年2月21日、そして仙台及び北部管内については平成31年2月26日に開催しています。

②指導及び支援体制の強化については、昨年同様抽出検査を実施しています。今年度については、6市町の77協定で実施予定しています。3ページに平成29年度の実績と平成30年度の実績見込について一覧表を掲載しております。また、下の段に、第1期対策から第4期対策までの実績をそれぞれ掲載していますので、ご参考にいただければと思います。

続きまして3、平成31年度計画について説明します。先程の多面的機能支払交付金と同様に5ページに国の概算決定の資料を掲載しています。5ページをお開き下さい。平成31年度の予算の概算決定額は263億4,400万円となっております。このうち、本体交付金については、昨年度と同額の258億9,000万円となっております。来年度の制

度の変更点としては、中山間地域等の農業生産活動が継続できるよう新たな人材の確保や、集落間で連携した活動体制作りを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜農地の農用地の保全活用に関する活動への支援を強化する内容となっています。また、担い手を支える地域の体制を強化するため、モデル地区における試行的な加算措置の実施及び個人受給額の上限の緩和を実施するという内容となっています。個人受給額の上限緩和については、現在の 250 万円から 500 万円に変更予定となっています。主な交付単価につきましては、昨年と同様に実施する予定となっています。

右下に新たにモデル的に行われる試行加算についての掲載があります。「地域営農体制緊急支援試行加算」として新たに 3 つの試行加算が創設され、モデル地区として取組む活動協定に対し国費定額で実施する予定となっています。「人材活用体制整備型」については、新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援するもので、10 アールあたり 3 千円の交付が受けられることになっています。次に「集落機能強化型」は、主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割を担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援するもので、10 アールあたり 3 千円の交付が受けられるものです。「スマート農業推進型」は、省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農が継続できる環境整備を支援するもので、10 アールあたり 6 千円の交付が受けられるものです。

このような国の制度の変更を踏まえ、4 ページの平成 31 年度の計画についてご説明をします。(1) の取組目標面積等ですが、来年度は組織数が 236、取組面積が 2,336 ヘクタール、交付額が 3 億 5,100 万円での実施を見込んでいます。こちらは平成 29 年度に実施いたしました今後の賦存量調査をもとに算出しています。取組市町村については、昨年度と同様の 13 市町村で行う予定です。

続いて (2) の平成 31 年度事業計画ですが、①担当者会議、支援研修会等の実施としまして、活動組織支援研修会の開催は平成 30 年度に引き続き、多くの協定役員が参加を可能にするとともに事業制度の理解向上と継続意欲の醸成を図るため、各圏域で開催する予定としています。次に市町村担当者会議の開催については、国からの制度の改正点等の伝達及び適正な事務処理について説明をする予定としています。

②指導及び支援体制の強化としては、来年度も抽出検査を実施します。来年度は 2 市町 29 協定で実施予定としています。

③事業の評価と推進課題の検討としては、宮城県農村振興施策検討委員会の中で、事業の評価と推進課題について検討を行います。

④の実施状況の公表については、「平成 30 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」として、交付金の交付状況や活動の実施状況等を、県政情報センター及び県ホームページにより公表する予定としています。

以上で中山間地域等直接支払交付金の事業実績等についての説明を終わります。

続きまして、資料3の中山間地域等農村活性化事業についてご説明します。1ページをお開き下さい。平成29年度の実績についてご説明します。中山間地域等農村活性化事業は、中山間地域等において農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、活動を推進する人材の育成や農地・施設の保全及び利活用の促進に対する支援を行うものです。(1)の基金運用状況ですが、平成29年度の基金元本につきましては6億8,464万5千円、基金運用益は573万6千円での実施となっています。基金元本は226万9千円の増、基金運用益の方は10万9千円の減となっています。

(2)主な取り組みとして、①ふるさと水と土指導員・保全隊に対する補助を行っており、県内10の指導員や保全隊の保全活動に対し補助金を交付しています。事業費の方は189万円となっています。次に②みやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催ですが、県内の農業や農村の魅力を広く紹介することを目的にフォトコンテストを開催しており、宮城県中山間地域活性化推進協議会と宮城県土地改良事業団体連合会との共催となっています。募集期間は平成29年8月1日から平成29年12月28日までで、審査は平成30年2月2日に実施しています。事業費は11万5千円となっています。

次に③ふるさと水と土指導員・保全隊研修会の開催ですが、「ふるさと水と土指導員」や「ふるさと水と土保全隊」等を対象に活動推進のための研修会を開催しています。平成30年2月16日に南三陸町のさんさん館で実施しており、事業費は3万1千円となっています。

④住民活動支援業務の実施としては、気仙沼市の赤岩地域において急傾斜地の草刈り等の支援のあり方などを検討するワークショップを開催しています。事業実施主体は気仙沼地方振興事務所となっており、全体事業費は172万8千円となっています。

次に⑤ふるさと水と土指導員・保全隊の補助要綱等の見直しの検討ということですが、農地や土地改良施設の利活用を基本とする地域住民活動への多様な展開を促進するために、指導員及び保全隊制度の調査・検討を行いました。指導員のアンケート調査と保全隊の活動状況聞き取り調査を実施しました。

最後に⑥その他としまして、平成29年度については積立金として93万円を計上しています。

続きまして2平成30年度の実績見込についてご説明をします。(1)基金運用実績として、平成30年度は基金元本が6億8,557万5千円、基金運用益が573万4千円となっています。こちらは先程の平成29年度の積立金で計上しておりました93万円分の増額、基金運用益は2千円の減額となっています。

(2)主な取り組みとしまして、①ふるさと水と土指導員・保全隊に対する補助については、平成30年度は県内11の保全隊に対し補助金を交付し、事業費は214万円となっています。

次に②みやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催ですが、平成29年度に引き続き開催しています。募集期間は平成30年8月1日から平成30年12月28日とし、審査は平成31年2月13日に行っており事業費は13万2千円となっています。

③ふるさと水と土指導員・保全隊県内研修会の開催ですが、「ふるさと水と土指導員」及び「ふるさと水と土保全隊」等を対象とした研修会を開催し、平成31年3月7日に山形県川西町で現地研修を実施しており、事業費は28万9千円となっています。

次に④住民活動支援業務の実施ですが、昨年に引き続き急傾斜地の草刈り等の支援のあり方などを検討するワークショップを気仙沼市赤岩地域で実施しており、事業費は145万8千円となっています。

⑤ふるさと水と土指導員・保全隊の補助要綱等の改正ですが、平成29年度に要綱の見直しについて検討した結果を元に、中山間地域等農村活性化事業補助金交付要綱と、宮城県ふるさと水と土指導員の設置要綱を改正しています。

最後に⑥その他ですが、平成30年度は積立金を70万円計上しています。4ページに平成30年度のふるさと水と土保全隊と指導員への補助一覧表を掲載しておりますので参考いただければと思います。

5ページには補助を行った保全隊の活動の位置図も掲載しています。また6ページには先程説明し、赤岩地区での住民活動支援事業の概要を掲載していますので、こちらも参考にいただければと思います。

3ページの平成31年度の拡充事業の推進については、後程ご説明します。以上で中山間地域等農村活性化事業の実績についての説明を終了致します。

大泉： 事業概要説明はまだ残っていますね。②と③ですね。よろしく申し上げます。

佐々木： 説明に入る前に資料1の多面的機能支払交付金のページの1ページをご覧ください。1ページの表が3つありますが、真ん中にあります【活動内訳】という表ですが、これの更に中段「資源向上(共同)」という欄がありますが、H29実績の数字に記載ミスがあります。取組面積が5万6,119ヘクタールになっていますが、5万2,370ヘクタールの間違いですので訂正をお願いします。さらに、対前年度の比率がその結果109%から102%に訂正になります。

事業概要説明②の日本型直接支払事業に係る会計検査の結果と今後の課題について説明しますので、資料4をご覧ください。こちらは情報提供ということで、簡単にご説明をします。(1)で説明しました多面的機能支払交付金ですが、昨年12月に会計検査が実施され、指摘された部分を一部抜粋しています。①年度交付額を超える持越金ですが、多面的機能支払交付金については5年間の事業計画を立てて実施することになっており、事業制度的には単年毎に交付金を交付し、その単年度毎に交付された交付金を5年間の中で使途を明確にして使い切れれば良いという制度になっています。ま

た、交付された年度で交付金を使い切れなかった場合は、用途を明確にした上で次の年に持ち越しができるという制度になっています。しかし、活動組織の中にはちょっと用途が不明確になったような形で次年度に持ち越しているケースも多く散見され、持ち越しした金額が単年度の交付額より多くなっている組織があり、結果的には使い切れなかった交付金を年々積み重ねていったところそうってしまったという事です。これは全国的な傾向なのですが、本県にもそういう地区が数多くあり、会計検査院から指導されたということで、「用途が明確でないのであれば国に返還しなさい」という会計検査院からの指摘事項になります。

次に②事務委託料の算定方法ですが、県内では活動組織が事務処理の一部を土地改良区に委託しているケースがありまして、その委託している内容について指摘されたものです。内容は「算定根拠が不明確だ」というように指摘されており、他県でも同様の事例があることから、今後全国的な調査をした上で何らかの指示があるものと考えています。

続きまして (2) 中山間地域等直接支払交付金ですが、フォローアップ調査ということで平成 25 年度に会計検査院報告に掲載された農水省が指摘された事項について、農水省が措置を講じているのですが、その内容がきちんと協定組織の方まで届いているかどうかという確認をされています。内容につきましては省略させていただきます。

続きまして今後の課題ということですが、こちらは中山間地域等直接支払と多面的機能支払につきまして、活動組織にアンケートを行っておりますので内容を簡単にご説明いたします。資料 1 をご覧いただきたいと思っております。12 ページになりますが、こちらは平成 30 年度、活動組織にアンケート調査したものを集計したものになります。今年度 1,013 組織にアンケート調査を実施し、846 組織から回答が来ており、回収率は 83.5%になっています。その中の主なものをご説明します。

多様な主体の参画とありますが、今の活動組織の現状は構成員の平均年齢が 60 歳以上となっている組織が全体の 67.4%を占めている状態です。10 歳毎に構成した表については下の方にありますが、50 歳未満は 2%ぐらいしかいないという現状です。女性の代表者についてもアンケートで聞いているのですが、0.4%ということで非常に少ない状況になっています。そのため、今後できるだけ若い方々の参加を促していく必要があるのではないかと考えており、今後、県の基本方針にも世代交代を進める取り組みを促す記載をするなど、進めていきたいと考えています。

続きまして、12 ページの下にある②活動の継続という設問ですが、こちらは「活動をどれぐらいまで続けられますか？」という問いになっており、今後も安定的に活動を継続できるとの回答については、「30 年度まで」は 6.7%、「あと 5 年程度は続けられる」は 22.8%、「あと 10 年程度」が 29.9%となっており、いずれにしても 10 年後には約 6 割の組織の方が、活動の継続は難しいと回答しています。

続きまして 13 ページにあります③広域化ですが、「将来的に今活動している組織を何組織か合わせて広域化組織へ移行する案がでた場合に広域組織に参加しますか？」という問いをしたところ、約 35%が参加すると答えています。次に 14 ページから各設問に対する回答をグラフで標記しています。主なところについては、15 ページをご覧ください。15 ページの一番上の (8) になりますが、「この事業に取り組んで地域で『良くなった』と感じることは何ですか」という設問ですが、「水路と農道、ため池の保全管理ができるようになった」ということや、「農村環境を保つことができるようになった」など、この事業の本来の趣旨ではあるところが多いのですが、③としまして「地域内でまとまりが生まれた」という回答が約 5 割を占めています。

15 ページの (10) ですが、「事務を外部に委託していますか？」との設問ですが、「委託契約をして外部に委託しています」というのが約 1 割あり、委託先については土地改良区が主な委託先になっています。

続きまして 16 ページをご覧くださいと思います。(17) ですが「近隣の組織との合併や広域組織に参加して活動を継続する」と回答した所に対して聞いている問いなのですが、「合併や広域組織に参加する際に不安となるものはありますか？」ということ聞いております。こちらにつきましては「活動内容や回数の違いがある」とか「運営方針や役員の考え方が違う」とか「地域性や構成員の考え方が違う」色々と地域の中でなかなか合意形成が難しくなるんじゃないかという不安があるというふうに答えているようです。

続きまして 17 ページをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、各交付金の内容を聞いているのですが、問 2 の (3) 遊休農地の発生防止に繋がってますか？という問いに対しましては、「大いに役立つ」が 17%で、「役立つ」が 50%ということで、遊休農地の防止には随分効果があるというふうに回答されております。

続きまして 18 ページをご覧ください。問 3 資源向上支払(共同活動)の「施設の軽微の補修」になるのですが、(4) 農業用施設の補修を行う場合でどなたかに技術的な指導を受けていますか？という問いに対して「受けていない」という回答が 65%と非常に多いのですが、「受けている」場合につきましては土地改良区に指導を受けているという回答になっております。

次に 19 ページですが、こちらの方は「農業用施設の資源向上支払(施設の長寿命化)の取り組み」とありまして、こちらにつきましては直営施工と業者に委託している施工を聞いているのですが、両方とも直営施工と業者への委託が半々ぐらいという状況になっておりまして、「技術的な指導を受けているか」と言いますと、こちらの方は工事の内容が高度になってきますので、「指導を受けてる」の割合が多くなっております。「指導を受けている先」につきましては、「土地改良区」と「施工業者」という回答になっております。多面的機能支払のアンケート結果につきましては以上になります。

続きまして、中山間地域等直接支払のアンケート結果につきましては、資料 2 の 1 番

最後のページ 5 ページの次のページをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、平成 29 年度に中山間地域等直接支払を実施している組織の方にアンケート調査をした結果になります。こちらは集落協定 221 協定に調査した内容になっております。次期対策というのは 32 年度から始まるのですが、「32 年度からの対策にも取り組みますか？」という問いに対しまして、「取り組むことが困難だ」と回答してるのが約 11%、1 割あります。「一部協定の農用地の保全する区域を縮小して取り組む」というのが 28%あります。合わせますと 39%、4 割近くが縮小せざるを得ない、若しくはやめなくてはならないという回答になっております。

その中で 2 番目の質問として、3 番「縮小」または 4 番「困難」と回答した中の協定組織に対しまして、「なぜ出来なくなるのですか？」という問いに対しましては、「リーダー等の不在」、「高齢化、人口減少により活動が困難」、「農業に担い手不在、人手不足」ということであり、全体的には 1~3 につきましては全て人の問題だということに回答が出ております。

あとは 3 番目の設問ですが「次期対策を継続していくために、どんな支援が必要ですか？」という問い につきましては、「ノウハウを持った第三者による集落内の調整や他集落との連携に向けた支援を行ってほしい」が 23%、「組織、法人の設立や農地集積に向けた調整支援が欲しい」が 20%という回答になっております。こちらの問いにつきましては、国の方で中間評価を行う際にアンケートしたものになりますので、全国的に同じような内容を集落に聞いているということになります。

裏面につきましては後をご覧くださいと考えております。

以上で中山間地域等直接支払制度の集落協定に対するアンケート調査の内容につきましてのご説明を終わらせていただきます。

大泉： ありがとうございます。大体、事業の実施状況の概要がつかめてきました。それで議論として準備されている「日本型直接支払事業の課題について」ですが、委員の皆様、こちらの方の説明に移ってよろしいでしょうか。事務局もしよろしければ、説明をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

佐々木： それでは (3) の日本型直接支払事業の課題についてということで、ご説明させていただきます。その前に一度こちらの多面的機能と中山間地域等直接支払につきましては事業の主体が地域で組織した団体になります。お金の流れにつきましては、国費が県に入りまして、県費と国費を足しまして市町村に交付します。市町村は市町村費を足しまして活動組織に交付するという流れになっております。そのため実際、責任を持って実施するのは各活動組織という流れになっております。

それでどんな事業を行うのかということにつきましては、両交付金とも活動組織の方で 5 年間の計画を作りまして、それを市町村が認定を行いその認定した内容に基づいて事業を実施していくという内容になっております。

課題については、資料4をご覧くださいと思います。こちらの裏面になります。こちらは先程ご説明致しましたアンケート調査等を元に取りまとめたものになります。まず一つ一つご説明させていただきます。(1) 多面的機能支払交付金ですが、こちらにつきましても「今まではなかなか事務が大変だ」とか「会計をする人がいない」という形で困っているという話は凄く言われているところなのですが、今年のアンケート調査の結果からは、「参加する人そのものが減ってきた」というような状況になっておりまして、多面的機能支払交付金に取り組む活動組織につきましても、「継続が一番の課題となっている」という状況になってきております。その中で現状としまして、今年度、平成30年度で活動を廃止する組織、今年度は5年目を迎える組織につきましても、更新の時期になるのですが、「この機会に活動を止めます」という組織は、今までにそのお話しを受けてるのは20組織あります。栗原市と気仙沼市、南三陸町となっています。活動の継続が10年以内と先程のアンケートにあります。回答してるのが6割ということですので、本当に10年後に継続が出来るのは今の4割しか残らないという結果になってしまうのではないかと危惧しております。

その様な結果を受けまして、対応方法としましてどのような対応をしていくのかということで、こちらの方に案ですけれども記載させていただいております。一つは「活動組織の広域化の推進」ということなのですが、一つ一つの活動組織では事務手間もそれぞれ担当者も必要になってきますし、実際、交付額が小さい金額でなかなか融通して活動も行えないという中で、ある程度活動組織を統合して事務の簡素化なりを図っていくということで広域化を推進していきたいと考えております。

あとは、実際の事務負担につきまして今も「負担になる」という回答が多いので、事務を外部に委託出来ないかと、またはお願いしていくことを推進していきたいと考えております。

もう一つは、先程のアンケートにもありましたが、60歳以上の方々が大半を占めて活動を行っているという現状があるので、今後世代交代をどのように進めていくのかというのが課題かなと考えております。

あとは活動組織内の合意形成と記載があるのですが、こちらにつきましても「話し合いが盛んになってきた」という回答結果もありますので、さらに活発化していただきながら、世代交代を進めていくという意味では、組織内の話し合いをもう少し活性化させていくというのが一つの大きな課題ではないかなと考えております。

説明を進めてきます。(2) 中山間地域等直接支払交付金ですが、こちらにつきましてもは始まった当初から「なかなか継続するのが難しい」とずっと言われ続けてきているのですが、なんとか本県の場合、最近は大体平衡状態を保っている状況になっております。ただし、現在の4期対策と言われる期間が来年度で終了致します。来年度に終了した時に、32年度からの次期対策に「継続出来るか」という先程のアンケート調査の結果ですと「継続が困難」というのが約1割ありまして、「縮小」というのが約3割ありました。そういう状況下にあるものですから、中山間地域等直接支払協定をどう

継続させていくかということが、今後の大きな課題になっております。

取り組みの方向ですが、こちらの方も多面払いと同じように協定組織の集落連携を進めていきまして、ある程度集落間での人材の柔軟な活用とか、事務の効率化というのを図っていきたいと考えております。中山間直払につきましては、制度が改正になっておりまして、「100%個人に配付しても良い」という制度になっていることもあり、個人に配付するということは事務処理が非常に簡潔に行えるということもありますし、継続していく上では個人に全て交付すると非常に継続性が高くなっていくのではないかとこの考え方もありますので、そちらの方の検討も進めていきたいと考えております。中山間地域につきましては、とにかく内部の人だけではなかなか活動の継続が難しくなっているというのが現状ですので、地域の出身者を含めまして外部の人材をどのように活用していくかというのが、今後の重要な方向性とと考えております。

続きまして(3)中山間地域等を支援する人材の育成ということですが、いずれにしても(1)の多面的機能支払、(2)中山間地域等直接支払につきましても、地域の方に対して事業制度の周知がなかなか行き届かないというところもあるので、しっかりと地域の方に情報が伝わるような体制が必要だということがあります。その中で市町村の担当者の職員も非常に少なくなってきており、なかなかこまめに地域に足を運べるような状況ではなくなってきているということもありますので、市町村の職員と連携するとともに、県もサポート出来るような体制が出来ないかなということも、今考えているところです。以上になります。

大泉： ありがとうございます。多面的機能支払や中山間地域等直接支払交付金を維持・継続していくためには、高齢化が進んで大変になってきてますよという話なのですが、こういったことも含めて委員の皆さんから忌憚ないご意見をいただきたいと思うのですが、その前に色々事業概要の説明もありましたのでご質問もあろうかと思っておりますので、そのあたりも含めて、あるいは説明の中で基本的な多面的機能支払事業って何か？ということなどもあろうかと思います。それも含めて様々な観点からご意見をいただければと思います。時間が以外と早く終わるかと思ったら、残り時間が限られてきました。どうでしょうか？如何でしょうか？10年すれば4割の組織しか残らないという話ですけど。そうなんでしょうね。やっぱり高齢化は。

文屋： 文屋でございます。専門委員という立場でお話しをさせていただければと思っております。

私をご紹介の中でも、ふる水指導員という立場で保全隊活動の事務局を、この場の人間と体的にはそういった様な形で活動をしている一人でございます。それで今佐々木さんからもお話しありましたように、色々なアンケートというところに目をやりますと、まさにそのままそのものズバリなんでございます。例えば高齢化が進んで

いる、これからの存続はどうなるか。まさに今その危機に立たされているような状況下の中でどのように運営をしていくかという、色んな意味合いを持って頭を悩ませているところなのですが、その中で一つお聞きしておきたいことは事務委託というお話しがありましたが、このあたりの費用的なものというのは分からないのでしょうか？例えば「外部に委託をしてますよ」という所があるということなのですが、はっきり言って数字的に外部に委託した場合には助成金とか色んなものが背景にあると思うのですが、「基本的に金銭的にどのぐらいの負担をお願いしなければならないんだ」という数字は出て来ないのでしょうか？そんなところからお聞かせいただければありがたいのですが。

佐々木： 今の多面的機能支払交付金の方で、今一番多いのは土地改良区に委託するケースが多いのですが、そちらは委託する内容によって金額がちょっと変わってくるのが実態の様です。アンケート調査でも聞いているのですが、こちらの「ぐるみ」の5ページをご覧くださいと思います。

大泉： 委託しているのが1割しかない。

佐々木： はい、そうです。まだそれぐらいしかない。逆に言えば、まだ頑張って地元の人たちで会計事務が行える状況にあるということになります。

大泉： 会計検査院から指摘があったのは、委託費が高すぎるという指摘があったのか？そうではなくて、委託する根拠がしっかりしていないためか？

佐々木： 根拠がしっかりとしていないことです。あと、精算処理をしていないというお話しも聞いてます。

大泉： 分かりました。その1割のところの委託額はいくら位払ってるのか？10アールとか1ヘクタールいくらなのか？

佐々木： その活動組織に交付されている交付金の5%ぐらいになってます。

大泉： 5%位なのか。

佐々木： はい、5%ぐらいです。

大泉： わりと少ないんじゃない？

佐々木： アンケート調査の方でも「どの程度だったら支払いますか？」というふうに聞い

てるのですが、「5%~10%」というのがやっぱり多い状況です。また、全国的にも概ね多くても10%という状況ではあります。

大泉： 事務委託って収支の計算ぐらいでしょ？どういう内容なのか？

佐々木： 実際に活動した方の名簿の整理と写真を撮る以外に、それを持ち込んでもらいその資料を整理して書類として作成する形と、あとは活動内容に対して指導している土地改良区もありますので、内容的には色々なケースがあります。

大泉： 実際に作業に出て畦作りとかをやってる土地改良区もあるんですか？

佐々木： それは無いです。

大泉： だったら5%では安すぎるのではないのか。皆さんはどう思いますか？

文屋： 委員長良いですか？今なぜそういうことをお聞きしたかと申しますと、実は私どもも県の方からの助成金をいただいて活動を活発化させている「内川ふるさと保全隊」の一員でございます。その中で、事務委託や外部委託ということは、まだ私どもはやっていません。現在は、全面的に会計や庶務関係を私が全部やってるのですが、やはりそのへんについての費用というのは全部ボランティアで対応しているという状態の中で、今言った外部への事務委託が可能であるということであれば、やはりそこには委託していく費用というものが当然出てくるのかなと予想されましたので、どの位の経費というものなのか、先程からアンケートで5%・10%・15%というアンケート調査の結果もあるので、そこをもっと正確に教えていただければと思います。例えば「10%ぐらいまでは大丈夫ですよ」というような考えなのか。私も高齢になってきてますので後継者を育てなければいけない。自分自身はボランティアでも結構であり無償でやっても構わないのですが、やはり先程言ったように継続をしていくという観点から考えますと、次の担い手にも「無償でやれ」というような話がなかなかしにくい。許される範囲の中で多少なりとも労苦に対する費用弁償というか、そういったようなものが提示出来るのであれば、継続に大きく前進して行くのではないかと考えますのでお聞きしたわけでございます。以上でございます。

大泉： はい。ありがとうございます。さて他どうでしょうかね？はいどうぞ。

寺田： 農業振興公社の寺田でございます。多面的機能支払の先程色々ご説明いただいたのですが、その中で30年度の見込みの実績の中ですかね？33の市町村で1,013の組織が取り組んでいるというお話があったのですが、その中で農振農用地のカバー率が61%だということで半分ちょっと位なのですが、先程の課題の中で構成員が高齢化し

てるとか、事務手続きが面倒くさいとか色々あったわけですが、その一つの考え方とし農振のカバー率が60%ということは、残りの40%のところでもまだ多面的機能支払をやってないということなのか。

組織数が1,013しかないということの中では、多分県内には2,000以上の集落・地域があるんだと思いますが、やってない集落なり地域の中で色々事情があるかとは思いますが、そういう所に声掛けするとか、あるいはその隣で一生懸命あるいは良い事例があるというものを色々PRしながら、そういう未実施の多面的機能に取り組んでいない集落を取り込んでいくということも、また別な一面で必要ではないのかという感じがしたが如何か。

大泉： 6割から上がってないんだけど。やっぱり難しいのかな。

寺田： 条件が整わないからなかなか取り組まないというか、人がいないから取り組まないということかもしれません。

大泉： どうなんですかね？もしもご意見があったら。どうぞ。

佐々木： このカバー率を見ますと県全体で62%なのですが、低い所は気仙沼管内で19%、大河原管内が39%という低い数字になっています。気仙沼管内につきましては、農地が非常に小さいし、耕作しにくいという条件下にあります。大河原管内につきましては、畑地・草草がどうしても多いため、その取り組みにつきましては個人でやってる、または、管理している方々が多いということもありまして、共同活動での取り組みまでには至っていないものと当課としては考えているのですが、畑地などはなかなか取り組み難いということもあり、数字的には大河原管内が伸び悩んでいるという状況になっています。しかし平場の水田につきましては、大河原町の方でも徐々に取り組んできておりまして、少しずつ大河原管内につきましては伸びてはきている状況になっております。仙台管内につきましては先程もありましたように、復興と同時に新たに取組まれる所も今後増えてくるというように聞いておりまして、特に山元町は、復興事業の完了とともに増えていく様なことを聞いております。大崎・栗原・登米につきましては、数字的には大体これぐらいの数字なのかなと考えております。気仙沼管内につきましても、市町村の方にも色々お話しをしながら、今以上に取り組んでいけるように働きかけていきたいと考えております。

浅野： ご意見をいただきましたので現在の推進体制の話ですが、先程の説明の中でも沿岸被災地域で拡大を図っていききたいというお話しをさせていただきました。農地整備事業を実施して、災害復旧及び復興事業完了と併せて、まだこれから営農再開する所もありまして、そういった所をこの多面的機能支払を拡大させていきたいと考えています。やはり事業を進めていくためにはその受け皿として組織の立ち上げということも

関連してきますので、沿岸地域や内陸においてほ場整備を実施している区域においてセットと一緒に立ち上げていくように働きかけをしていきたいと考えているところで

す。

大泉： いかがでしょうかね？

阿部： よろしいですかね？

大泉： はいどうぞ。

阿部： 関連してなのですが、31年度の見込みの数字が対前年度よりも面積が2,254ヘクタール増加するという事で結構な面積だと思うのですが、一方では組織の継続が困難という地域がある一方で、この増加することが見込まれるその地域というのはどういう地域なのかと、どういう理由で組織が新しく立ち上がるのかとか、そのへんの特徴的なものがありましたら教えていただければと思います。

大泉： 顔を見合わせてる。

佐々木： 今、大幅に増加を見込んでいる市町村につきまして、どうしても沿岸部になりまして、名取市・岩沼市・山元町での数字が復興と併せて取り組みが増えていくという状況になっておりまして、逆に今年で活動を廃止するという組織は、気仙沼管内とか栗原管内とかでちょっと多くなってるような状況になっています。

小野寺： 補足しますが、増える理由としましては沿岸部において営農が再開できるような状況になったために増えています。沿岸部は震災前には人が居て個々に営農がされていたものも、集団移転等でその区域に住めなくなったため、担い手となった方々が多面払交付金を活用しながら取り組んでいかななくてはならなかったという事情です。

山元町に関しましては、元々この事業に取り組む素地が無かったため、各農家が自己完結型でやられていたんですが、ここに関しても皆さん集団移転しており、農地が法人等に集約される形態となり、営農に付随する草刈りとか土砂上げとかそういったものも協力し合いながらやっていかななくてはならないということと、せっかくこういう国の助成とかそういったものがあるので、上手く活用していきたいところが主だった理由だと思ってます。

大泉： あとよろしいですか？あの僕が気になっているのは、多面的機能支払交付金の立付けというのは、地域組織とか集落とかね、あるいは水利組織なのかもしれないけども、今の山元町みたいなどころでは個人個人がやっていた所はなかなかこれに乗ってこれないというのも良く分かるんです。震災後、宮城県でも農家は結構規模

を拡大してます。それで僕は宮城県の規模拡大状況というのはよく分からないんだけど、世の中には100ヘクタール200ヘクタール規模の経営というのはもう普通に存在するようになってると思うのですが、そういう大規模な所とこの地域組織を基盤とした所との整合性というのか関係性かどうなってるのかなと気になってるところなんです。だから何を言いたいかというと、集落だと高齢化で段々人が居なくなるけど、大規模経営だと若い人が結構最近入ってたりして、そういう人たちが農地管理だとか水利管理だとかもやるっていう様なことが起きないんだろかって考えてるところもあるのですが、あまりそういうことは事務方としては考えられたことないですか？この経営としての規模拡大と地域組織との関連性の話は。宮城県は集落営農が多いのかな？だから関連性が気にならないのかな？良く分からないが、難しいこと言ってるので別に無理して答えなくても良いが。

千葉： 今お話があった大規模化が進んでるということですが、まさしくこの多面的機能支払は段々営農から人が離れていった時に、農地、道路・水路を一体誰が維持していくことになった場合、一つはそれがその全て大規模経営体の方に負担がいつてしまうと、逆にそれが足かせになって経営規模拡大を躊躇される方が居るということもありますので、そういった地域の担い手の方々の負担を軽減するためにもこの多面的機能支払制度というのがないと我々は認識しています。また、集落営農から今度は個人の方にシフトしていくという大規模化もございます。ただ、多面的機能支払制度はその地域の集落の維持ということも目的としておりますので、変な話、一つの集落の中で一つの営農形態となってもその構成員の方々にこの多面的機能支払の構成員になっていただき、そして後々には農業をリタイヤされた方にも作業に協力していただいて、できるだけ集落として地域としてその地域内の道路なり水路なりを維持していただくように色々お願いしているところでございます。

大泉： なるほどね。

文屋： 委員長、今の質問に関連したことをお聞きしてもよろしいでしょうか？実は私3アールほどの田んぼを所有してる所なのですが、昨年、農業が維持出来ないということで農協の方に相談したら、農地中間管理機構とかなんとかという制度があるということを知ったんですが、私、実はそのことを全然分からなかったんです。農協に「うちの田んぼを誰かやってもらえる人がいたら助かるんだ」ということをお願いしていたらその話が進んでいって、最終的に農地中間管理機構から連絡が入って耕作者を斡旋していただいて大変助かっているのですが、この制度というのは県の方でも携わっている制度なのでしょうか？それと同時に農業を営む者、農地を持っている者にとって、それが良い制度であるということであれば、私も含めてまだまだPRが足りないのではないかなというふうに感じたものですから、質問した。

ここに改良区も県もいるのもう一つ質問ですが、今、岩出山の方で基盤整備が大

規模に行われております。これは、もちろんこのテーマでございます多面的機能の維持発揮、農地の役割というか果たす役割、そういう面で色々方面から考えていきますとぶち当たるところがあるんですが、ほ場整備をする前の部分と、今進行中の状況というものが見ていくと相当整備されて綺麗になっております。これは今まさに言われている農地管理という部分と生産性という部分から言えば、非常に合理化が進んでいくという良い面だろうと私なりにそう思っているわけです。ただ反面、やはり農地・水の生態調査をよくやっておりますが、そういう中でそこに住み育って育てていた動植物の生命が絶たれてしまうというような傾向が大きく、反面の反作用が起きているという現状がある。是非、計画策定でお願いしたいことは、基盤整備をやりながら三面装工を行う事が管理体制として非常に長期に渡った場合は、農業者の作業負担が軽減されるメリットをもたらすものであるが、昔の古き良き時代にいたホタル・トンボなどの動植物が生息出来る一角を設けて欲しい。全部やって欲しいというのではなく何かそういう良い手立てが無いものかなと思ひまして、今こういう機会でございますので、ちょっと目先のことで申し訳ございませんがその様な事を感じましたので2点ほど申し上げました。よろしくお願ひいたします。

千葉： まず1点目の「農地中間管理機構」は「農地中間管理事業」と言う事業の名称なんです、もちろん県といたしましては農地整備を通じて農地の集約及び集積で担い手の強化・育成に今取り組んでいるところでございます。その農地中間管理機構につきましても、我々そのような農地の拡大ですとか農業者の育成とかに取り組んでおりますが、農地中間管理事業の実施につきましては、大変恐縮ですが寺田副委員長がいらっしゃる農業振興公社の方でそれをやっていただいております。それに対して県も全面的に協力をさせていただいて、一緒になって取り組んでいるというような状況でございます。

文屋： はいありがとうございます。助かります。

千葉： 是非、積極的にお使ひいただきたいと思っております。

それからもう一つ「環境配慮」でございますが、これは土地改良法に基づいて我々は色々事業をやっておりますが、その土地改良法の中で土地改良事業を推進していく上で環境に配慮した工法を取るようにならなければならないことになっており、例えば全面三面張りにするのではなく、二面張りにするとか、湾処みたいなものを作るとななどを事業計画の中に取り組んで事業を実施しています。ほ場整備は競争力を強化するというのも一つの目的でございますので、いわゆる産業政策の部分で本当に低コストを進めるゾーンと、部分的には自然を残しながら事業を行うところを事業計画の中できちんと棲み分けをしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大泉： はい。もう一つ議題「宮城の地域資源保全活用支援事業について」ということで、それを含めて、今の続きを議論していきたいと思うのですが、事務局からご説明をしてもらいます。

佐々木： それでは宮城の地域資源保全活用支援事業につきましてご説明いたします。資料3になります。資料3の3ページをご覧頂きたいと思います。こちら今年度まで中山間地域等農村活性化事業という名称になっていましたが、それを31年度から事業を拡充していく考え方としております。本事業につきましては、国の中山間ふるさと水と土保全対策事業実施要綱要領に基づきまして事業を実施しております。その中で県では中山間地域等農村活性化基金条例を制定しまして、基金を積み立てて運用益でこれまで毎年の事業費として予算化し実施してきております。その中で、最近では土地改良施設等の地域資源を活用した地域活性化のニーズとか、世界農業遺産の関係で注目されているということや、こちらの方の基金の預金利率の低下により運用益が今後減少していく状況になっておりますで、そういう状況の中で十分な予算を確保していくため、今回基金条例を改正しまして、元本の切り崩しが出来るようにしております。その中で事業費を確保して事業を実施していくということで考えておまして、その事業につきましては、資料3の最後のページ7ページになります。平成31年度みやぎの地域資源保全活用支援事業概要となりますが、こちらにつきましては上の表につきましては今までの既存事業を左に書いておまして、拡充分を右側に記載しております。全体的な事業の内容の構成につきましては、調査研究事業と研修事業及び推進事業です。項目につきましては変わってはいないのですが、内容につきまして一部拡充を図っているという内容になっております。そちらにつきましては、31年度は1,500万円の事業費で事業を実施していく予定にしておまして、新たに事務所からの提案枠を設けて、地域の特徴を活かした取り組みを行っていくということで考えております。主には事業内容の(1)の地域資源に係る調査研究事業につきましては、地域住民活動の土地改良施設や農地等の維持、補修、保全関係の調査、地域資源の検討を行っていくという内容になっております。

(2) ふるさと・水と土指導員等研修事業につきましては、地域住民活動の活性化を図る指導員の皆さんやリーダーの人材育成・確保を行っていくというように事業を考えております。

(3) 地域資源の保全活用推進事業につきましては大きく4つの事業に分けておまして、地域資源を活用した地域住民活動を実践する組織の構想化とか設立支援、活動の支援を行っていく予定にしております。今回大きく追加した内容につきましては③になります。農耕儀礼や民族芸能、郷土食等の継承などによる農村コミュニティの維持向上を図る活動を支援するというで制度を拡充しております。事務所からの提案につきましては、この3つの分類の中で実施していく予定にしております。簡単ですが事業内容につきましては以上になります。

大泉： ありがとうございます。時間も無くなったので、簡単に申し訳ございません。論点は2つあると考えています。1つはふるさと保全隊の活動を拡充していくという話で、農耕儀礼や民族芸能、農村コミュニティの維持向上を図る内容です。お祭りをやるような雰囲気もあるが、大崎耕土が世界農業遺産になったというのとも関係し、理解醸成に少しお金を使えるようにしていこうという話。基金は6億8,000万でしたか、年間の運用益が5~600万。それを3倍に増やして使えるようにして、少し宮城県の農村を元気づけようという話ですね。土地改良施設だけやっていると多面的機能だとかそっちの話にもなってくるので、農耕儀礼や民族芸能、郷土食等の継承などを入れてコミュニティの維持向上を図る活動を支援するという話です。如何でございましょうか。切り崩すことに関しては、我々がとやかく言う話ではないのかもしれないと考えますが如何でしょうか。

大泉： 基金ってなかなか崩すのに関してはブレーキが掛かっていたんだけど、そろそろ有効に使っていこう、ポジティブに使おうという話ですかね。

一応以上で議事は終了するのですが、その他の事項で何かありますか？無ければこれで終了させて議長の大役を降ろさせていただきます。

司会： 大泉委員長、ありがとうございました。本日の意見交換の内容を踏まえまして、本県の農村振興に役立てていきたいと考えております。なお、本日の意見交換会の議事録は公開となりますので、事務局で作成したものを後日メールまたはファクシミリで送付いたしますので内容を確認していただきたいと思っております。

最後に、農林水産部技術参事兼農村振興課長の千葉から閉会にあたってご挨拶を申し上げます。

千葉： 委員の皆様、長時間に渡りまして本当に真剣なご討議をいただきましてありがとうございます。本日は様々なご意見・ご助言をいただきました。本当にありがとうございます。本日の委員会の中でもご説明いたしましたとおり、特に多面的機能支払交付金の取組面積につきましては年々増加してきておりまして、先程もご説明いたしましたが農振農用地の6割をカバーするところまでできております。しかしながら、先程課題のところでもご説明させていただきましたが、事業が始まって多面的機能支払交付金で12年、中山間地域等直接支払交付金制度でも18年の取り組みということになりまして、この頃では高齢化や過疎化の進行によりまして、当初では考えていなかったような課題が出てきておりまして、継続に対する不安を抱えている組織も出てきています。県といたしましては先程もご説明させていただきましたが、活動組織の広域化ですとか事務の委託、そういったものに取り組んでいただけるように色々とPRしておりまして、拡大と合わせて今後はいかに活動を継続していただくかを課題として捉えて取り組んで参りたいと考えております。

また、我々といたしましてはこれまでもグリーン・ツーリズムなどにも取り組んで

きております。さらに、今後はいわゆる「農泊」というものがございます。ちょっとご説明させていただきますが、農泊は農村地域ならではの伝統的な生活体験、それとそその地域の人々との交流を楽しみつつ農家や古民家等へ宿泊をしていただくものです。そして、旅行をされる方々にその農村地域の魅力を存分に味わっていただくといういわゆる「農山漁村型滞在旅行」というふうに位置付けられておりますが、私どももこの農泊を含め、我々が今取り組んでおります中山間地域や農山村地域の振興を支援する施策、これを総動員しながら農山村地域の活性化に向けてより一層広げていきたいと考えております。

最後になりますが、本委員会において委員の皆様から沢山貴重なご意見・ご助言をいただきました。今後、我々が取り組んでおります農村振興施策へ反映させて、更なる地域振興の推進に役立たせていただきたいと思っておりますので、今後とも引き続きご指導のお願いをさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

司会： 委員そして専門委員の皆様、本当に本日はありがとうございました。以上をもちまして本委員会を閉会したいと思います。本当にどうもありがとうございました。